

府中市議会平成27年第2回定例会質疑通告要旨

(平成27年6月9日一般質問：公明党奈良崎久和議員)

22 奈良崎久和議員

1 府中市の空き家対策の今後の取り組みについて－「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、積極的な取り組みを－

先日5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が本格施行されました。法の成立から本格施行に向けて、自治体の権限や特定空家等への対応などが検討され、このたびガイドラインとして示されました。

また、空家等対策計画を定めた場合には、空き家再生等推進事業として、活用や除却などについて一定の割合で国費負担されます。

そもそも管理が不十分な空き家は、景観の悪化はもとより、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火や地震による倒壊など、周辺地域に及ぼす影響が大きく、今後の地域まちづくりの大きな課題となっています。

空き家を生まない、放置させないため、地方税法上「住宅用地」の認定についても改正の動きがあると聞いています。

空き家対策については、平成24年第2回定例会で防犯・防災の視点から遠田議員が取り上げたほか、利活用の観点などから何人かの議員が質問されています。また本特別措置法の施行を前に本年第1回定例会で横田議員から一般質問があり、詳細な質疑がありましたので、今回はこれまでの質疑を踏まえて質問いたします。

人口減少や年齢構成の変化など、中長期的な取り組みを視野に、「府中市の空き家対策の今後の取り組みについて－「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、積極的な取り組みを－」と題し、以下質問いたします。

ア 改めて市内の空き家の状況と所有者等の把握状況について伺います。

イ 現状において、空き家対策の課題と今後の取り組みについて伺います。

ウ 特別措置法の施行に伴って、市として考えられる取り組みについて伺います。

① 協議会の設置と空家等対策計画の策定について

② ガイドラインに示された「特定空き家」の認定と具体的な対策について

③ 予防的取り組みについて

④ 所有者や周辺住民の相談体制の強化について

〔答弁〕市長・担当部長